

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 3 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和 8 年第 1 5 3 号
対象土地	阪南市貝掛 1 3 2 2 番
	同所 1 7 1 2 番
手続番号	令和 8 年第 1 5 4 号
対象土地	阪南市貝掛 1 3 2 2 番
	同所 1 3 2 2 番先堤及び里道
手続番号	令和 8 年第 1 5 5 号
対象土地	阪南市貝掛 1 3 2 2 番
	同所 1 3 2 2 番 2

2 関係人の氏名又は名称

草竹善次

西角康子

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。